

# 加算税の概要

加算税は、申告納税制度の定着と発展を図るため、申告義務が適正に履行されない場合に課されるもので、一種の行政制裁的な性格を有する。

名称	課税要件	課税割合 (増差本税に対する)	不適用・割合の軽減	
			要件	不適用・軽減割合
過少申告加算税 (注1) (注2)	期限内申告について、修正申告・更正があった場合	10% 〔期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える部分(※)〕 15%	・正当な理由がある場合 ・更正を予知しない修正申告の場合 (注3)	不適用
無申告加算税 (注1)	①期限後申告・決定があった場合 ②期限後申告・決定について、修正申告・更正があった場合	15% (注4)	・正当な理由がある場合 ・法定申告期限から1月以内にされた一定の期限後申告の場合	不適用
		[50万円超の部分] 20% (注4)	更正・決定を予知しない修正申告・期限後申告の場合 (注3)	5%
不納付加算税	源泉徴収等による国税について、法定納期限後に納付・納税の告知があった場合	10%	・正当な理由がある場合 ・法定納期限から1月以内にされた一定の期限後の納付の場合	不適用
			納税の告知を予知しない法定納期限後の納付の場合	5%
重加算税	仮装隠蔽があった場合	〔過少申告加算税・不納付加算税に代えて〕 35% (注4) (注5) 〔無申告加算税に代えて〕 40% (注4) (注5)	(※の例) 修正申告により納付すべき税額	<p>申告納税額250万円</p> <p>50万円 → 15%</p> <p>100万円 → 10%</p> <p>期限内申告100万円</p>

(注1) 国外財産調書・財産債務調書の提出がある場合には5%軽減(所得税・相続税)する。国外財産調書・財産債務調書の提出がない場合等には5%加算(所得税・相続税(財産債務調書については所得税))する。国外財産調書について、税務調査の際に国外財産の関連資料の不提出等があった場合には更に5%加算等する。

(注2) 電子帳簿等保存法上の一定の要件を満たす電子帳簿(優良な電子帳簿)に記録された事項に関して生じる申告漏れについては、過少申告加算税を5%軽減(所得税・法人税・消費税)する。ただし、申告漏れに重加算税対象がある場合には適用されない(令和3年度改正)。

(注3) 調査通知以後、更正・決定予知前にされた修正申告に基づく過少申告加算税の割合は5%(※部分は10%)、期限後申告等に基づく無申告加算税の割合は10%(50万円超の部分は15%)とする。

(注4) 過去5年以内に、無申告加算税(更正・決定予知によるものに限る。)又は重加算税を課されたことがあるときは、10%加算する。

(注5) スキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録又は電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関して生じる仮装隠蔽があった場合の申告漏れについては、重加算税を10%加算する(令和3年度改正)。

# 青色申告に対する各税目における主な恩典①

(令和3年4月1日現在)

税目	項目	措置の内容	法令
所得税	青色申告特別控除	● 正規の簿記 + 「電子申告又は電子帳簿保存」で65万円、正規の簿記で55万円、「簡易簿記又は現金主義」で10万円の所得控除。	● 措法25の2
所得税	青色事業専従者給与の必要経費算入	● 青色事業専従者給与について、事前に届出をした範囲内で相当と認められる額を必要経費に算入可能（白色申告は一定額に制限）。	● 所法57
所得税	家事関連費の必要経費算入	● 白色申告の場合には家事関連費の主たる部分が業務での使用の場合に限られる。	● 所法45①一 ● 所令96二
所得税	純損失の繰越し	● 純損失が生じた場合、翌年以降3年間にわたり繰越可能。	● 所法70①
所得税	純損失の繰戻し	● 純損失が生じた場合、1年間繰り戻して所得税の還付請求が可能。	● 所法140
所得税	棚卸資産評価の低価格法選択	● 棚卸資産の評価法として、原価と時価との間に差異がある場合、低いほうの価格を選択可能。	● 所法47① ● 所令99①二
所得税	貸倒引当金の設定	● 白色申告では貸し倒れることが確実と思われる場合にのみ設定可。	● 所法52②
法人税	欠損金の繰越し	● 過去10年以内に発生した青色欠損金について、翌期以後、所得の50%（中小法人等は100%）を限度に損金算入が可能。	● 法法57等
法人税	欠損金の繰戻しによる還付	● 青色欠損金を1年間繰り戻して法人税の還付請求が可能。	● 法法80等

## 青色申告に対する各税目における主な恩典②

(令和3年4月1日現在)

税目	項目	措置の内容	法令
所得・法人共通	推計課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 推計課税による更正又は決定を行うことができない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 所法156</li> <li>● 法法131</li> </ul>
所得・法人共通	少額減価償却資産の特例	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 取得価格30万円未満の固定資産については、一括償却可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 措法28の2</li> <li>● 措法67の5</li> </ul>
所得・法人共通	研究開発税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 試験研究費について、2%～14%（中小企業は12%～17%）の税額控除。</li> <li>● 特別試験研究費について、20%～30%の税額控除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 措法10</li> <li>● 措法42の4等</li> </ul>
所得・法人共通	中小企業投資関連税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定機械装置等について、特別償却（30%）又は税額控除（7%）</li> <li>● 特定経営力向上設備等について、即時償却又は税額控除（7%・10%）。</li> <li>● 事業継続力強化設備等について、特別償却（20%）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 措法10の3、10の5の3、11の3</li> <li>● 措法42の6、42の12の4、44の2等</li> </ul>
所得・法人共通	人材確保等促進税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規雇用者給与等支給額について、15%（一定の場合には20%）の税額控除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 措法10の5の4①</li> <li>● 措法42の12の5①等</li> </ul>
所得・法人共通	所得拡大促進税制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 雇用者給与等支給増加額について、15%（一定の場合には25%）の税額控除。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 措法10の5の4②</li> <li>● 措法42の12の5②等</li> </ul>
所得・法人共通	その他投資促進等に関する税額控除又は特別償却措置		

# 「正規の簿記の原則」の比較

企業会計原則（1949年 企業会計制度対策調査会）

第1-2 正規の簿記の原則 企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

※ 企業会計原則とは、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正と認められたところを要約したもの。

※ 文献によれば、「正規の簿記」とは「網羅性」「検証可能性」「秩序性」を満たす簿記とされている。

会社法上の「会計帳簿」	税法上の規定	
	法人税（青色）「複式簿記」	所得税（青色）「正規の簿記」
<p>○会社法 （会計帳簿の作成及び保存） 第四百三十二条 株式会社は、法務省令で定めるところにより、<b>適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。</b></p> <p>※ 文献によれば、「適時に」とは会計業務における「通常の時間内に」と解されている。</p> <p>※ 文献によれば、「正確な」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発生した取引を漏れなく（網羅性の原則）、</li> <li>② 証拠資料に基づき（取引証拠完備の原則）、</li> <li>③ 検証可能な形で（検証可能性の原則）、</li> <li>④ 正しく会計帳簿を作成すべきこと（真正な帳簿保存の原則）とされている。</li> </ol>	<p>○法人税法施行規則 （青色申告法人の決算） 第五十三条 法第二百一十一条第一項（青色申告）の承認を受けている法人（以下この章において「青色申告法人」という。）は、その資産、負債及び資本に影響を及ぼす<b>一切の取引につき、複式簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づいて決算を行なわなければならない。</b></p>	<p>○所得税法施行規則 （取引の記録等） 第五十七条 青色申告者は、青色申告書を提出することができる年分の不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額が正確に計算できるように次の各号に掲げる資産、負債及び資本に影響を及ぼす<b>一切の取引を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明りように記録し、その記録に基づき、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。</b></p> <p>※ 逐条解説によれば、</p> <p>○ 「正規の簿記」は、少なくとも次の要件を満たす必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 帳簿は、資産、負債、資本に影響を及ぼす取引の全部について継続的にこれを記録し、その記録に基づいて損益計算し、貸借対照表が作成されるものであること</li> <li>② 帳簿の記録が整然として一つの体系をなしており、帳簿間の記録の連絡が明りようであり、記録の試算、照合が可能であること</li> <li>③ 帳簿の記録が、証ひょう書類又は伝票その他の原始記録によってなされ、記録の真実性が実証されること</li> </ol> <p>○ 複式簿記は当然「正規の簿記」に該当するほか、簡易簿記であっても、貸借対照表及び損益計算書を作成できる程度の組織的なものであれば、正規の簿記に該当するものと解されている。</p>

# 事業者の規模・属性別の記帳方法等に係る基本認識

納税者区分	現状
<p>大・中堅企業</p> <p>(参考) 資本階級別申告法人数            1億円以上 : 30,151社            5,000万～1億円 : 40,766社</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的に複式簿記で記帳。</li> <li>● 多くはカスタマイズした会計ソフトや自社システムを利用して電子的に記帳。</li> <li>● (超大企業) 電帳法の承認を得ているものも多い(3割程度)。</li> <li>● 税理士・会計事務所等が関与。</li> <li>● 大規模なシステム改修を要し、金銭面で電帳法対応が困難。</li> </ul>
<p>中小企業</p> <p>(参考) 資本階級別申告法人数            1,000万～5,000万円 : 30万社            500万～1,000万円 : 73万社            500万円以下 : 165万社</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的に複式簿記で記帳</li> <li>● インストール型会計ソフトなど市販製品の利用が多いものの、全体の法人数に比すれば電帳法の承認を得ているものは少なく、印刷して紙で保存が一般的。</li> <li>● 税理士・会計事務所等の関与率も高い。</li> <li>● 電帳法の存在の不知、電帳法対応のインセンティブ不足で電帳に移行できない(全体の1割程度)。</li> </ul>
<p>個人事業者 (小売・農林漁業等の伝統的自営業)</p> <p>(参考) 所得者別内訳            事業所得申告者数 373万人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 会計ソフト利用者は少なく、手書き帳簿も依然として存在。</li> <li>● 青色申告者の中にも依然として簡易記帳・現金主義のものが存在。</li> <li>● 経理事務を1人で行うような場合も多い。</li> <li>● 商工会や青申会、農協等からの記帳指導の利用も多い。</li> </ul>
<p>個人事業者 (ギグワーカー、フリーランス)</p> <p>(参考) 内閣府・内閣官房調査            フリーランス 462万人            雇用的自営 164万人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常的な記帳義務の履行度合いは不明。</li> <li>● 雇用的自営とされる者は増加傾向。</li> <li>● 一定のITリテラシーを有していることが想定。</li> </ul>